

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 7月（注）
 【主管課・室】 水環境部企画課
 【評価責任者】 企画課長 谷 みどり

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 3 - (4) 水環境の監視等の体制の整備
施策の概要	<p>環境基準設定項目等に係る監視測定及び測定計画の策定について地方公共団体を支援する。要監視項目については、国が監視を効果的に実施する体制を整備する。また、自治体の協力を得て市民参加により生物指標を用いた河川水質調査を実施する。</p> <p>水環境に関する各種情報をデータベース化し、GISを活用して視覚的に検索や加工・処理が可能なシステムを整備することによって、国民に最新の水環境情報をわかりやすく提供し、関連する行政・研究分野での水環境データの活用を促進する。</p>
予算額	1,319,980 千円

（注）平成17年 6月29日に改正した「水質汚濁の状況の常時監視に関する事務処理基準」を踏まえ、取りまとめた。

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する			
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	H - 年度
常時監視測定地点数及び検体数	「達成状況」中の測定地点数等を参照			目標値 -
達成状況	<p>監視測定体制について 公共用水域及び地下水において都道府県等の行う水質の監視測定及び計画策定に対し補助を行い、測定結果を集計し、要監視項目調査結果とともに公表した。</p>			

法に基づく各年度常時監視における測定地点数

指 標	H13年度	H14年度	H15年度
公共用水域			
健康項目	5,686地点(285,392検体)	5,695地点(278,745検体)	5,708地点(272,762検体)
生活環境項目	7,277地点(427,854検体)	7,279地点(430,271検体)	7,267地点(429,709検体)
地下水			
概況調査	4,722本(4,722検体)	5,269本(5,269検体)	5,129本(5,129検体)
ダイオキシン類			
公共用水域水質	2,213地点(2,635検体)	2,188地点(2,666検体)	2,126地点(2,701検体)
公共用水域底質	1,813地点(1,866検体)	1,766地点(1,831検体)	1,825地点(1,958検体)
地下水質	1,473地点(1,480検体)	1,310地点(1,312検体)	1,200地点(1,201検体)

全国水生生物調査における調査地点数

参考指標	H13年度	H14年度	H15年度
調査地点数	5,520	5,141	5,042

下位目標1	水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。			
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
アクセス件数	(平成17年度公開予定)			目標値
達成状況	水環境総合管理情報システムを構築し、GISを活用した情報提供システムの設計、水環境統合データベースの構築を行った。			

下位目標2	水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。			
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
要調査項目の分析法開発数(物質群)	174	197	240	目標値
達成状況	要調査項目として設定された300物質群について、本年度も引き続き環境中の存在状況把握等のための測定法を開発した。			

下位目標3	小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。			
指 標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
公定法とする簡易計測機器数(種類)	1	3	3	目標値
達成状況	平成15年度に新たに2件を公定分析方法として告示した。			

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>本施策は、水質汚濁防止法第15条第1項(水質常時監視)等に基づいて、公共用水域・地下水など公共の用に供される水環境の監視体制の整備や監視結果の国民への公開等を行うものであり、重要かつ公益性が高い。水質の監視測定は、以下のような役割分担によって実施されている。</p> <p>(地 方 自 治 体) 常時監視に係る水質調査を実施(一部国(国土交通省地方行政機関))。</p> <p>(国 民) 生物指標を用いた河川水質調査を実施(自治体を通じた協力依頼に基づく自発的取組)。</p> <p>(環 境 省) 常時監視のうち地方自治体を実施する部分について経費補助、技術的支援(分析法開発)を行うほか、上記水生生物調査結果、常時監視結果を含め水環境データをデータベース化しGISを活用して地方自治体、国民に提供。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>水環境の監視体制の整備を進めた結果、水環境の監視が遺漏なく行われ、環境基準超過の場合水質改善対策が実施されている。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>小規模事業場からの排出負荷量計測のため、より簡易な測定方法を開発する等の点に留意しながら効率的な監視体制の整備を進めているところである。</p> <p>平成11年4月には「水質モニタリング方式効率化指針」により、分析方法の効率化、調査地点・項目・頻度の見直し等についての考え方を自治体に示す等、より低コストでのモニタリングの実施のための取組を進めていることから、効率的であると判断できる。</p> <p>< 目標に対する総合的な評価 ></p> <p>地方公共団体が実施する水質常時監視については、国庫補助金によって国と地方公共団体との連携の下、水質モニタリングのネットワークが構築され、適切な水質監視の水準が確保されてきた。</p> <p>常時監視の測定地点数は高い水準で推移している他、要調査項目の分析方法、簡易測定法の開発も随時進めており、効率的な監視体制の構築という目標をほぼ達成している。</p>
-----	--

今後の課題	<p>水質汚濁防止法等に基づき地方公共団体が実施する水質常時監視については、重金属、有機塩素化合物、農薬物質等、多くの水質汚濁項目については、効率的かつ効果的な環境モニタリングが必要となっていること、また三位一体の補助金改革の一環として、水質監視に係る国庫補助が廃止され、その原資が地方公共団体に税源移譲されることから、地方公共団体の裁量を活かしながら、環境モニタリングが確実に執行されるよう担保する必要がある。このため、6月29日に測定地点の配置等に関する基準を定めて都道府県等に通知したところであり、この基準による環境モニタリング体制づくりを行うことが必要である。</p> <p>河川水質調査の環境教育の側面からの体制を充実させる。</p> <p>水環境総合管理情報システムについて新たなデータの追加等の充実を図る。</p>
-------	--

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>今後とも水環境の状況を把握し、適切な水質改善対策を実施するため、引き続き水環境の監視を継続していく必要がある。</p> <p>水質汚濁防止法等に基づき地方公共団体が実施する水質常時監視については、近年の水質汚濁の態様の変化を受けて、効率的かつ効果的な環境モニタリングが必要となっている。また三位一体の補助金改革の一環として、水質監視に係る国庫補助が廃止され、その原資は地方公共団体へ税源移譲されることとなった。このため、水質モニタリングの在り方について検討会を設置し、水質監視の適切な水準を維持する方策について検討を行い、法定受託事務である水質の常時監視に関する事務処理基準を改正し、モニタリング地点、頻度等の設定に関する基本的な考え方及びモニタリングの効率化、重点化に関する考え方を定めた。これにより、適正な環境モニタリング水準を確保していく。各都道府県ごとの措置の実施状況については、環境省宛報告をいただく予定。</p>

特記事項

<p>目標における参考指標について、修正を行った。公共用水域及び地下水ともに複数の目的を持って各種の調査を行っているが、水環境の監視等の体制整備ということでは、一義的には環境基準項目についての全国的な水質の状況を把握するための評価を行う調査を指すのがより適切である。その点においては、公共用水域においては健康項目及び生活環境項目の調査、地下水においては概況調査が該当するため、それ以外の調査を除外した。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 3 - (4) 水環境の監視等の体制の整備	
施策共通の主な政策手段等	・ 水質汚濁防止法	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
水環境総合管理情報システムの開発等 (下位目標1)	・ 水質等の水環境情報をデータベース化し、GISを利用して広く国民に公開するとともに、行政・研究分野での活用に資するシステムを構築。	・ 水質環境総合管理情報システム開発運営経費 (11百万円)
監視測定体制の充実等 (下位目標2、3)	・ 公共用水域及び地下水の水質汚濁の現況を監視測定するための経費補助、体制整備のための機器等設備整備に必要な経費補助、分析法開発等。	・ 水質汚濁防止対策推進費等のうち水環境の監視等の体制の整備に係る経費 (1,309百万円)

【別紙】政策効果把握の手法及び関連指標

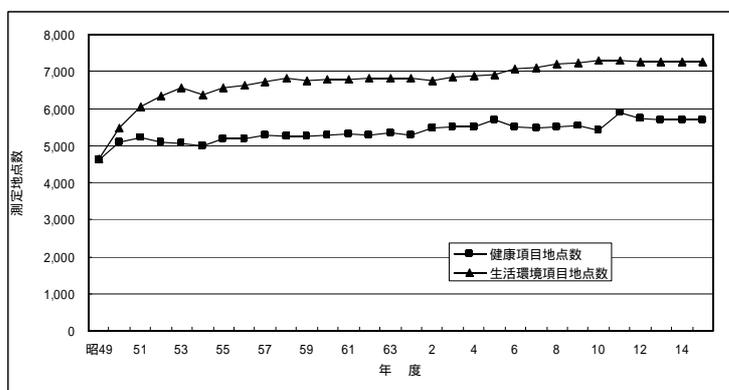
(施策名)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
-3-(4) 水環境の監視等の体制の整備			
(指標名)常時監視測定地点数及び検体数 公共用水域			
常時監視測定地点数	地点	12,975 (H15年度)	- (-)
常時監視測定検体数	検体	702,471 (H15年度)	- (-)
地下水			
常時監視測定地点数(検体数)	地点 (検体数)	5,129 (H15年度)	- (-)
ダイオキシン類			
公共用水域水質測定地点数	地点	2,126 (H15年度)	- (-)
公共用水域水質検体数	検体	2,701 (H15年度)	- (-)
公共用水域底質測定地点数	地点	1,825 (H15年度)	- (-)
公共用水域底質検体数	検体	1,958 (H15年度)	- (-)
地下水質測定地点数	地点	1,200 (H15年度)	- (-)
地下水質検体数	検体	1,201 (H15年度)	- (-)

指標の解説(指標の算定方法)

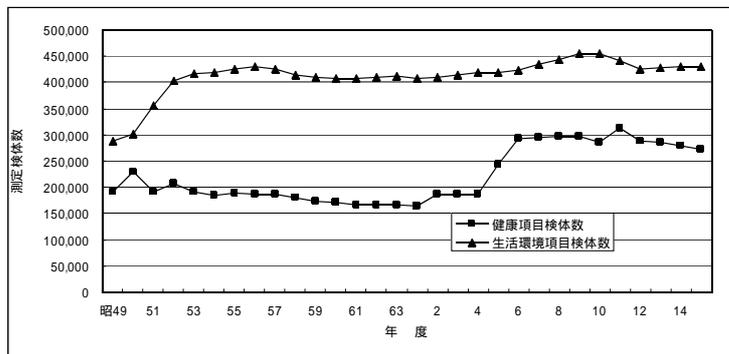
水質汚濁防止法第15条に基づく測定地点数及び測定検体数

<参考>

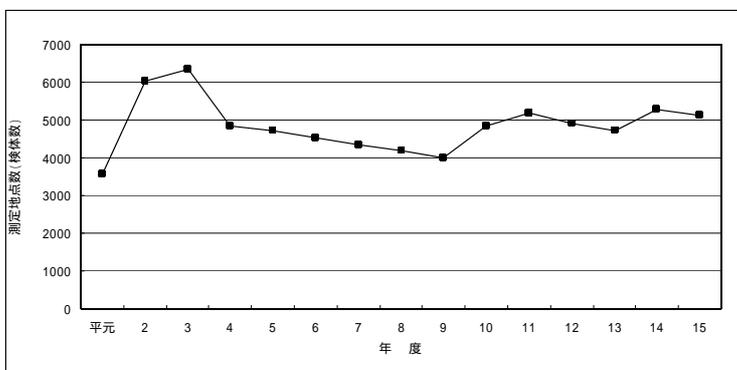
公共用水域における常時監視測定地点数の推移



公共用水域における常時監視測定検体数の推移

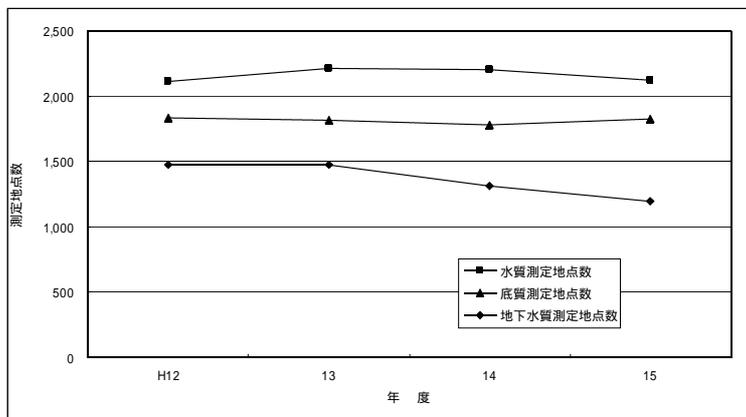


地下水における常時監視測定地点数(検体数)の推移

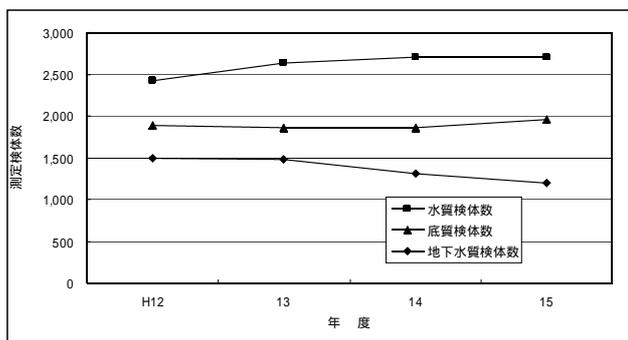


ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づく測定地点数及び測定検体数
<参考>

ダイオキシン類常時監視測定地点数の推移



ダイオキシン類常時監視測定検体数の推移



<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域水質測定結果(公開) ・地下水質測定結果(公開) ・ダイオキシン類に係る環境調査結果(公開) 	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>-</p>
<p>目標値設定の根拠</p> <p>-</p>	

(施策名)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
-3-(4) 水環境の監視等の体制の整備		5,042 (H15年度)	- (-)
<p>(指標名)</p> <p>調査地点数</p> <p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>全国水生生物調査における調査地点</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>全国水生生物調査(公開)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>-</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>-</p>			

(施策名) -3-(4) 水環境の監視等の体制の整備 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) アクセス件数	件	- (H16年度)	- (H17年度以降 毎年度)
指標の解説(指標の算定方法) 水環境に関わるデータをデータベース化し、ホームページ上で国民にわかりやすい形で情報提供するが、該当ホームページへのアクセス件数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) -	特記事項(外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 -			

(施策名) -3-(4) 水環境の監視等の体制の整備 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)												
(指標名) 要調査項目の分析法開発数	物質群	240 (H16年度)	- (-)												
指標の解説(指標の算定方法) 要調査項目(環境リスクは大きくはないか不明であるが検出状況や複合影響等の観点から知見の集積が必要な物質、平成10年6月環境庁選定)の環境中の存在状況把握等のため測定法を開発。 <参考> 要調査項目の分析法開発実績(累計)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物質群数</td> <td>119</td> <td>154</td> <td>174</td> <td>197</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	H12	H13	H14	H15	H16	物質群数	119	154	174	197	240
年 度	H12	H13	H14	H15	H16										
物質群数	119	154	174	197	240										
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) -	特記事項(外部要因の影響など) -														
目標値設定の根拠 -															

(施策名) -3-(4) 水環境の監視等の体制の整備 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 公定法とする簡易計測機器数	種類	3 (H16年度)	- (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>第5次総量規制では、新たに全室素・全燐の総量規制が導入され、小規模事業場の公定法としての簡易な計測器による方法を採用。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>環境省告示(非公開)</p> <p>目標値設定の根拠</p> <p>-</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>-</p>		